登戸そだて隊・規約

（設置目的）

第1条　登戸そだて隊の戦略(作戦)は、登戸駅周辺エリアを「登戸ベース」としてつくり変えることである。その実現に向け、関係機関が相互に密接な連携と協力を図り、第2条の活動を包括的に推進するため、登戸そだて隊を設置する。

（活動内容）

第2条　登戸そだて隊の活動は、登戸駅周辺エリアを「登戸ベース」としてつくり変える戦略で「まちそだて事業」をひとつずつ積み重ねて実現していくことである。よって、その実現に必要な次項の調査、課題の抽出、事業の検討・調整などを実施する。

イ、地域資源の発見発掘調査

ロ、まちそだて課題の抽出

ハ、まちそだて事業の検討、調整

ニ、まちそだて事業の実施

ホ、その他まちそだてに必要なこと

（会員）

第3条　1)　登戸そだて隊の会員は、次のとおりとする。

イ、正会員

ロ、賛助会員

ハ、学生会員

2)　正会員は、登戸そだて隊の目的に賛同し、運営役員会の承認を得た個人とする。

3)　賛助会員は、登戸そだて隊の事業を支援するために参加した個人または法人とする。

4)　学生会員は、登戸そだて隊の事業を支援するために参加した学生とする。

（入会金および会費）

第4条　登戸そだて隊の会員は、別表に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

（運営役員および監査）

第5条　1)　登戸そだて隊の運営役員および監査は、正会員の中から選ばれ、別表のとおりとする。

2)　運営役員および監査の任期は、2年とし、再任はさまたげない。

（会議）

第6条　1)　登戸そだて隊は、必要に応じ、会長が運営役員会を召集し、開催する。

2)　運営役員会は、必要に応じ、登戸そだて隊以外の関係者の出席とその意見聴取を求めることができる。

（顧問）

第7条　登戸そだて隊は、顧問を置くことができる。

（事務局）

第8条　1)　登戸そだて隊の事務を行なうため、事務局を置く。

2)　事務局は、川崎市多摩区登戸2590-3　ヨシザワ15ビル5階 に置く。

（その他）

第9条　前各条に定める以外の登戸そだて隊の運営に関し必要な事項は、協議のうえ別途定める。

附 則

この規約は、2017年3月1日から施行する。

別表

運営役員および監査の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 運営役員および監査 | 氏名 |
| 運営役員 | 隊長(1人) | 高山康司 |
| 副隊長(2人) | 吉澤和久　／　宮本浩巨 |
| 事務局長(1人) | 吉澤明紘 |
| 会計担当運営役員 | 越川新之助 |
| 運営役員(若干) | 石井孝幸　／　高山優子　／　池田成人 |
| 監査(1人) | 伊藤学 |

顧問名簿

|  |  |
| --- | --- |
| 顧問 |  |
| 顧問 |  |
|  |  |

入会金及び年会費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 入会金 | 年会費(6月1日～5月31日) |
| 正会員 | なし | 1,200円 |
| 賛助会員 | 個人 | なし | 1,200円 |
| 法人 | なし | 1,000円/口で5口以上 |
| 学生会員 | なし | なし |

|  |  |
| --- | --- |
| 銀行口座 | 川崎信用金庫　登戸支店　(店番号007) |
| 普通 | １０１１４３７ |
| 名義 | 登戸そだて隊　会長　高山 康司 |